

公益財団法人静岡イノベーション奨学事業団
2026年度 奨学生募集要項

1. 趣旨

公益財団法人静岡イノベーション奨学事業団は、静岡県内の大学及び大学院並びに高等専門学校に通う学生に対する奨学金支給事業を行い、将来社会に貢献し得る有用な人材を育成するとともに、静岡県の地域振興と発展に寄与することを目的として、奨学生の募集を行います。

2. 採用予定人数

静岡県内の大学(大学院生を含む)・高等専門学校に通う学生 27名程度

3. 奨学金の種類及び金額

(1) 奨学金の種類

本財団からの奨学金は給付型の奨学金になります。
返還請求事由に該当する場合を除き、返済の義務はありません。

(2) 金額

月額20,000円

4. 支給対象期間及び支給時期

(1) 支給対象期間

2026年4月～2027年3月の1年間

(2) 支給時期

本人名義の預金口座に、年7回に分けて支給いたします。ただし、支給日が金融機関等の休業日である場合には、その前営業日に支給します。

1 2026年4月分～2026年9月分の6カ月分は、2026年9月末日に支給

2 2026年10月分～2027年3月分の6カ月分は、毎月末日に支給

5. 応募資格

(1) 静岡県内の大学・大学院・高等専門学校に通う学生

(2) 学術に優れ、健康であり、学資の支援が必要と認められる者

(3) 起業家精神、もしくはチャレンジ精神をもって社会の課題を解決したいと考えている者

(4) 本財団が企画する行事(贈呈式等)への参加に協力することができる者

※世帯所得は書類選考の判定に使用しますが、世帯所得による応募制限はありません。

※他の奨学金制度を利用している者であっても、応募資格を有します。

※起業家精神とは

新しい事業分野を切り開くために必要な発想力、行動力、チャレンジ精神、リスクを恐れない勇敢さなどのマインドセットをいいます。

※健康とは

本財団における健康とは、前向きに学業等に励み、卒業できる見込みがある状態を指します。

6. 応募方法

(1) 必要書類

下記①②⑥については、本財団のホームページに規定のフォームがあります。

ダウンロードのうえ、こちらを必ずお使いいただけますようお願いいたします。

1 願書

2 小論文

課題1: あなたの中にある起業家精神、もしくはチャレンジ精神をあなたの経験を交えて述べてください。

課題2: その経験を活かして、あなたの将来の夢を実現するために学生生活をどう過ごしたいか述べてください。

3 在学証明書

4 成績証明書

(直近のものを提出してください。)

1年生は高校3年生分、それ以外の方は前年分を提出してください)

5 住民票

(世帯全員がわかるもので、マイナンバーの記載がないもの)

6 個人情報の取扱いに関する同意書

(2) 提出方法

本財団のホームページ内にある申込フォームより、電子提出にてお願いいたします。

【静岡イノベーション奨学事業団ホームページ】

<https://sis-shizuoka.org/>

7. 申込期間

2026年4月1日～2026年5月31日

8. 選考方法

本財団の選考委員会において、出願書類による選考を通過した者を対象とする面接選考を経て候補者を選考し、本財団理事会において承認の上、決定いたします。面接選考は2026年8月中旬頃に静岡県内にて開催する予定です。なお、状況に応じてオンライン面接に変更する場合があります。なお、面接選考の際には、応募書類のうち在学証明書・成績証明書・住民票の原本を提出いただきます。

9. 結果通知

(1) 第一次選考(書類選考)

合否に関わらず、選考結果は2025年7月末までに、メール(または郵送)にて通知いたします。但し、選考結果及び選考理由等には一切お答えいたしかねます。

(2) 第二次選考(面接選考)

合否に関わらず、選考結果は2025年8月末までに、メール(または郵送)にて通知いたします。但し、選考結果及び選考理由等には一切お答えいたしかねます。

10. 授与式

2026年10月頃を予定しています。

※合格者には、事前に通知いたします。

※授与式に必要な交通費(国内分)は本財団が負担いたします。

11. 報告および届出事項

(1) 報告

奨学生は成績証明書および生活状況報告書を支給対象期間終了後、2026年5月末までに事務局宛に提出してください。

(2) 届出事項

休学、転学、退学、長期欠席、停学、留年、その他の処分、氏名・住所等の変更については適時本財団へ報告してください。

12. 奨学金の休止、停止、打ち切り

下記の事由に該当したときは、奨学金の休止、停止、打ち切りを求めることがあります。

(1) 奨学金の申請書に虚偽の記載があった場合

(2) 奨学生が奨学金の受給中に、休学、停学、留年及び退学した場合

(3) 奨学生が本財団に対し指定された書類を提出しない場合

(4) 本財団の信用を害した場合

(5) その他奨学金支給規程第2条に規定する奨学生としての資格を失った場合

(6) 前各号の他、奨学生として適当でない事実があった場合

13. 奨学金の返還請求

奨学金の休止、停止、打ち切りを決定した事案について特に悪質と認められる場合で、下記の事情のいずれかがある場合、代表理事は理事会の決議を経て、支給した奨学金の一部または全部の返

還を求めることがあります。

- (1) 申請書に虚偽の記載があり、かつ、当該虚偽記載が悪質である場合
- (2) 奨学生が留年または退学し、かつ、就学の態度が誠実でない場合
- (3) 奨学生の就学状況が著しく不良であり、かつ、その原因が奨学生に起因する場合
- (4) 奨学生が本規定のいずれかの条項に違反し、かつ、改善の要請にも拘わらず、改善されない場合
- (5) 犯罪、反社会的行為その他社会的な信用を失墜する行為を行った場合
- (6) 前各号の他、本財団の奨学金の趣旨に著しく反する場合

14. 個人情報の取扱い

本財団が、応募書類から得た応募者の個人情報は、奨学金支給対象者の選考、選考結果の本人への通知など、選考業務に限定して使用いたします。

15. 注意事項

本財団の奨学生は、卒業後の就職その他についての何らの制限拘束は受けません。

16. 問い合わせ先

公益財団法人静岡イノベーション奨学事業団 事務局
〒150-0002 東京都渋谷区渋谷三丁目10番13号
TEL: 03-6427-6920
e-mail: contact@sis-shizuoka.org